広島市新型コロナウイルス感染症影響

商店街振興事業費補助金

（商店街応援プロジェクト）

応募の手引

|  |
| --- |
| 募集期間（※）　令和５年３月２９日（水）～８月１８日（金） |

　　※　補助金の審査は申請順に行いますので、募集期間の途中であっても、予算がなくなり次第、募集を終了します。

目的

本制度は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、人材不足や資金不足が加速している商店街等が、売上回復や販売促進のために実施する事業に要する経費を補助することにより、商店街等の体力回復を図ることを目的としています。

≪申請受付・問合せ先≫

〒730-8586広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市 経済観光局 産業振興部 商業振興課

電話：082-504-2236　FAX：082-504-2259　Eメール：syogyo@city.hiroshima.lg.jp

補助対象者

・　商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

・　事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会

・　中小商業者を主たる構成員とする任意の商店会等で、規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる団体（ただし、原則として１０人以上で構成され、１年以上事業活動を継続しているものに限ります。）

補助対象事業

商店街等が取り組む売上回復や販売促進を目的とした事業

※　補助金の申請は１団体１事業限りとなります。

※　団体名だけを変更してほぼ同一の事業を複数申請することは不可。

（例）会員の過半数以上が同一であるが、団体名のみが異なる団体が実施する事業など

**≪想定される取組例≫**

・プレミアム付き商品券や割引クーポンの発行

・販売促進イベント・キャンペーンの実施

・地域独自のデリバリーサービスの実施

・会員店舗（全体）に関わる備品購入（ＨＰ作成、Ｗｉ-Ｆｉ設置等）など

**注 以下のような事業は対象となりません。**

・特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利する事業

・事業の内容が、道路法（昭和２７年法律第１８０号）、建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)その他の関係法令に抵触する事業

・地域住民等の理解又は協力を得る見込みのない事業

・支援金等を会員店舗へ直接配布する事業

・特定の店舗のみが対象となる事業（１店舗のみの設備導入等）

・その他市長が適当でないと認める事業

補助金額

補助金の補助率及び補助限度額は、１事業当たり次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 補　 助 　率 | 補助限度額 |
| 補助対象経費の３分の２以内 | １００万円 |

※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

補助対象期間

補助金交付決定通知の日から令和６年２月２９日まで

補助対象経費

補助対象事業の実施に必要な以下のような経費が対象となります。ただし、事務所経費や総会等会議開催費など団体の基礎的な運営に要する経費、商品の原材料や商品の仕入れに係る経費、飲食費、租税公課等は対象になりません。

また、申請書の補助金申請額は、消費税等を補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、注１に該当する申請者については、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　容（留意点） |
| 委託料 | 専門知識・技術等を要する業務を外部に委託する費用 |
| 講師派遣費用 | 外部から招く講師やアドバイザー等への謝礼金や旅費 |
| プレミアム・割引費用 | プレミアム付き商品券のプレミアム分やクーポン券の割引費用  （プレミアム率・割引率は５０％を上限とします。） |
| 備品購入費 | イベント物品やベンチ、Wi-fiといった備品の購入 |
| 消耗品費 | 資料、紙類、文房具の購入、印刷・コピー代など |
| 通信運搬費 | 資料送付に必要な切手代や宅配料など |
| 広報費 | チラシ作成、インターネッﾄ広告、新聞広告掲載など |
| 使用料・賃借料 | 会場使用料、機材レンタル料など（必要最低限の額に抑えること。） |
| その他 | その他事業を行う上で必要不可欠であると認められるものの経費 |

　　注１　**以下のような申請書（事業者）は補助対象経費に消費税を含めることできます。**

１　消費税法における納税義務者とならない事業者

２　免税事業者である事業者

３　簡易課税事業者である事業者

４　国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の事業者

５　課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

補助金の交付等

**１　補助事業の申請**

補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業申請書等の必要な書類を広島市経済観光局産業振興部商業振興課（以下、商業振興課という。）へ提出してください。

**２　決定方法**

**※申請のあった事業ごとに、先着順で審査を行います。**

⑴　申請書類の要件審査

　　　　申請のあった補助事業について要件審査します。この段階で不採択となった団体には、理由を付して不採択の通知書を送付します。

　⑵　補助金審査会での審査

　　　　⑴の要件審査を経て、補助金審査会で団体から申請のあった事業について以下の審査基準の観点から審査します。

**≪審査基準（５０点満点）≫**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 配点 | 審査に当たってのポイント |
| １ | 目的 | １０点 | ・商店街の現状や課題を適切に把握した事業である。  ・商店街の規模・状況等に適応した事業である。 |
| ２ | 実現性 | １０点 | ・スケジュールが具体的に示されている。  ・自主財源が確保されている。 |
| ３ | 公益性 | １０点 | ・商店街全体の売上回復や事業継続につながる事業である。  ・商店街や地域の利益につながる事業である。 |
| ４ | 実施体制 | １０点 | ・事業の遂行に必要な人員が確保されている。  ・事業を実施するうえで、役割分担が明確に示されている。 |
| ５ | 事業効果 | １０点 | ・費用に対して、十分な効果が期待できる。  ・期待される効果及びその根拠が数値等で示されている。 |

⑶　補助事業の決定

補助金審査会での審査結果を踏まえ、補助事業を決定します。

その後、商業振興課から、事業が採択された団体には、補助事業採択通知書を、不採択となった団体には、補助事業不採択通知書を送付します。また、補助事業が採択された団体については、市のホームページ等において、団体名、事業内容の概要等を公開します。

なお、採択に当たっては、事業の一部変更を条件にする場合があります。この場合、採択額が申請額と同額にならない場合があります。

**３　補助金の交付**

⑴　補助金の交付申請

２の⑶の補助事業採択通知書を受け取った団体は、商業振興課の指示に従い、補助金交付申請書等の必要な書類を提出してください。補助金は、事業開始前に概算額を支払うこととし、商業振興課に書類が提出された後、補助金交付決定通知書を送付し、おおむね１か月以内に指定の口座に振り込みます。

　⑵　事業計画、予算の変更

補助金交付決定通知書を受け取った後、商業振興課に申請した内容に変更が生じる場合は、すみやかに商業振興課にご相談下さい。内容によっては、事業計画変更申請書等を提出いただく場合もあります。

⑶　事業の実績報告

事業計画書に記載している事業内容の実施及び補助事業の実施に伴う経費の支出が全て終了した日から１０日以内又は２月末日のいずれか早い日までに、団体は商業振興課に補助事業実績報告書等の書類を提出し、実績報告を行ってください。

実績報告書等が提出された後、商業振興課で内容をチェックし、書類の不備等があれば修正や追加提出などをお願いする場合があります。

商業振興課での書類のチェックの結果、事業内容等が適切に実施されたと認めたときは、補助金交付確定通知書により通知します。その際に補助金に過金が生じる場合は、商業振興課の指示に従い、これを返納していただきます。

提出する書類

１　補助事業申請時

⑴　補助事業申請書（様式第１号）

⑵　事業計画書（様式第２号）

⑶　収支予算書（様式第３号）

⑷　申請者の概要書（様式第４号）

⑸ 誓約書（様式第５号）

　≪添付書類≫

　　・見積書

・会員店舗の一覧表

・総会又は理事会の議事録（当該事業に賛同したことを証するもの）

・その他事業内容を説明する資料

※申請後の提出書類については、後日連絡いたします。

留意事項

**１　事業内容の広報等及び成果発表への協力等について**

　　　広く事業内容を公開することにより、商店街等の活性化に役立てるため、補助金の交付を受けて実施する事業を市のホームページや広報紙等で紹介します。また、公開の活動報告会を開催し、その場で事業の成果を発表していただく場合もあります。補助金の交付を受ける申請者においても、ホームページや広報紙等を通じて、補助金の交付を受けて実施する事業を積極的にＰＲしていただきますようご協力をお願いします。

**２　補助金対象事業の記載について**

　　　補助金の交付を受ける申請者が、ポスター・チラシ、パンフレット、マップ等の印刷物を作成する場合には、「広島市新型コロナウイルス感染症影響商店街振興事業費補助金（商店街応援プロジェクト）」を活用して作成したことを明記してください。

**３　補助金以外の支援について**

　　　補助事業の実施にあたり、後援や公共空間の使用許可などの手続が必要な場合は、関係部署の紹介等を行うこともできますので、お気軽にご相談ください。

**４　帳簿等の整備について**

　　　補助金の交付を受けた申請者は、領収証書を整理・保管し、現金出納簿等の帳簿を備え、補助事業の執行に係る収支の額及び補助金の使途を記録してください｡また、領収証書及び帳簿については、当該年度終了後、５年間保存してください。

**５　中間調査等の実施について**

　　　補助事業の中途や実績報告の提出後に、商業振興課が必要と認める場合には、指定する書類の提出を求め、活動現場、協議会等の事務所で調査を実施する場合があります。

**６　補助金の返還等について**

　　　虚偽の申請があった場合、申請者の都合により補助事業の実施が困難になった場合などには、申請者に対し補助金の全部もしくは一部の返還や是正措置の実施を命じることがあります。具体的には、以下の項目が対象となります。

　　⑴　補助要件に違反した場合、又は違反した事実が判明した場合

　　⑵　事業の目的に反する行為（専ら営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利すること等）を行った場合

　　　※　⑴、⑵の場合は補助の交付決定の取消しとなり、全額返還となる可能性があります。

　　⑶　財産処分の対象となる行為（補助金の交付目的以外に使用・譲渡・交換・貸付・入担等）を行った場合

　　　※　補助事業により取得し又は効用の増加した不動産等、機械・器具で、取得価格又は効用の増加した価格が単価５０万円以上のもので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）」に定める期間（当該期間が１０年を超える場合は、１０年とする。）の経過年数に応じて、返還が必要となります。

**７　施設等の維持管理について**

　　　補助事業終了後の施設改修費や施設運営費（水道光熱費、人件費、賃料等）は補助金の交付を受けた申請者や施設の運営者自身が負担することとなります。補助事業終了後に、本市がこれらの費用を負担することはありませんので、事業内容をよく精査したうえで申請をお願いします。

**８　情報公開等について**

　　　申請者から提出された書類については、個人情報保護法、広島市情報公開条例等の規定に基づき、取り扱います。また、提出された書類は原則返却いたしませんので、問合せがあった時に対応できるよう、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。

**９　補助金交付終了後の問合せへの協力について**

　　　申請者への補助金交付終了以降の年度において、事業の実施状況等に関する問合せをすることがありますので、その際には、回答へのご協力をお願いします。